

「令和元年台風19号」(令和元年東日本台風)により被災された方への支援

このたびの台風、洪水等により被災された方々に対しまして、共済組合は次の支援を行ってまいりますのでお知らせします。
なお、詳しくは、日本郵政共済組合コールセンターに遠慮なくお尋ねください。

日本郵政共済組合コールセンター 0120-97-8484 ※ 通話料は無料です。

支援策等	内 容	対象者	要件等	備 考
組合員証や被扶養者証(いわゆる保険証)等を提示できなくても医療機関を受診できます	当面の間、保険医療機関等の窓口で、保険証が手元になく提示できない旨と氏名等(右の「要件等」欄)を申し立てることにより保険診療等を受けることができます。	被災した組合員 または被扶養者	保険医療機関等の窓口で 氏名 生年	保険証を亡失等された方はお早めに再発行を申請
組合員証や被扶養者証(いわゆる保険証)の再発行	台風、洪水等により亡失した保険証の再発行を希望する場合は、 電話による本人確認により再発行 します。	被災した組合員 または被扶養者		災害発生から一定期間を経過したため、本特別措置は終了しました。 下記ホームページをご確認の上、通常の手続の流れにより組合員証(保険証)等の再交付手続をしてください。 トップページ⇒よくある手続から探す⇒組合員証等の再交付
被扶養者の認定(所得証明書等の発行遅延による対応)	当面の間、 前健保の資格喪失証明書があれば、被扶養者の認定 を行います。 (※ 後日、書類(所得証明書等)が準備できしだい郵送していただきます。)	被災した組合員 または被扶養者		災害発生から一定期間を経過したため、本特別措置は終了しました。 下記ホームページをご確認の上、通常の手続の流れにより被災者の認定申請をしてください。 トップページ⇒よくある手続から探す⇒被扶養者が増えた(認定)
災害見舞金を支給します	台風、洪水等により、住居や家財に3分の1以上の損害を受けたときには、損害の程度に応じ、標準報酬月額0.5か月～3か月分の見舞金を支給します。	被災した組合員 または被扶養者	下記ホームページをご確認の上、請求手続の流れに沿って手続をしてください。 トップページ⇒給付・医療費から探す⇒災害見舞金	り災した日の翌日から2年以内に請求を行わないときは、時効により給付を受ける権利が消滅します。 ※ り災した日が2019年10月12日の場合、2021年10月12日到着分まで
災害貸付を受けることができます	組合員、その被扶養者または組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母(配偶者の父母を含む。)の居住する住居または家財が台風、洪水等により損害を受けたときには、修繕費用などの貸付を受けることができます。 貸付限度額：380万円 貸付利率：年1.86% 弁済期間：120か月以内	組合員(組合員期間6か月以上)	下記ホームページをご確認の上、申込手続の流れに沿って手続をしてください。 トップページ⇒人生のイベントから探す⇒災害⇒災害貸付の申込手続	

支援策等	内 容	対象者	要件等	備 考
貸付元金の弁済猶予を受けることができます	<p>特別貸付(災害・教育・結婚・葬祭・医療)及び一般住宅貸付の未弁済元金(新規の災害貸付を含む。)の弁済猶予を受けることができます。</p> <p>なお、弁済猶予期間中であっても、貸付金に対する利息は毎月徴収されます。</p>	共済貸付を受けている組合員	<p>弁済猶予期間：最長 12 か月間</p> <p>弁済猶予を希望する場合、まずはコールセンターへお申し出ください。</p>	被災された日から 6 か月以内に申請してください。
医療費の自己負担額の支払いが猶予されます	<p>医療機関などで診療を受けた場合や薬局で薬剤の支給を受けた場合の自己負担額(3割)の支払いを令和2年9月末日まで猶予します。</p> <p>ただし、入院時の食事療養又は生活療養に係る標準負担額は猶予されません。</p>	被災した組合員(任意継続組合員を含みます)及び被扶養者	<p><u>医療機関等の窓口で一部負担金等徴収猶予証明書を組合員証に添えて提出してください。</u></p> <p>※ 様式「一部負担金等徴収猶予申請書」(ダウンロード)に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、罹災証明書を添付し共済センターあてご提出ください。</p>	共済組合が立て替えた自己負担額は、令和2年10月以降、 <u>その全額を組合員に請求します。(支払いを免除するものではありません。)</u>